

# 第3期がん対策推進基本計画案(案)(概要)

## 第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

## 第2 分野別施策

### 1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診  
(2次予防)

### 2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん  
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

### 3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

### 4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

## 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 都道府県による計画の策定    | 6. 目標の達成状況の把握            |
| 3. がん患者を含めた国民の努力   | 7. 基本計画の見直し              |
| 4. 患者団体等との協力       |                          |

第1期基本計画	第2期基本計画	第3期基本計画
<p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施</li> <li>2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</li> </ol>	<p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施</li> <li>2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</li> <li>3 目標とその達成時期の考え方</li> </ol>	
<p>第2 重点的に取り組むべき課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線療法及び化学療法法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成</li> <li>2 治療の初期段階からの緩和ケアの実施</li> <li>3 がん登録の推進</li> </ol>	<p>第2 重点的に取り組むべき課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線療法、化学療法、手術療法の変化する充実とこれらを専門に行う医療従事者の育成</li> <li>2 がんと診断された時からの緩和ケアの推進</li> <li>3 がん登録の推進</li> <li>4 働く世代や小児へのがん対策の充実 ※</li> </ol>	
<p>第3 全体目標並びに分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目標及びその達成時期の考え方</li> <li>2 全体目標             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がんによる死亡者の減少</li> <li>(2) すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上</li> </ol> </li> <li>3 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がん医療                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射線療法及び化学療法法の推進並びに医療従事者の育成</li> <li>② 緩和ケア</li> <li>③ 在宅医療</li> <li>④ 診療ガイドラインの作成</li> <li>⑤ その他</li> </ol> </li> <li>(2) 医療機関の整備等</li> <li>(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供</li> <li>(4) がん登録</li> <li>(5) がんの予防</li> <li>(6) がんの早期発見</li> <li>(7) がん研究</li> </ol> </li> </ol>	<p>第3 全体目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 がんによる死亡者の減少</li> <li>2 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</li> <li>3 がんになっても安心して暮らせる社会の構築 ※</li> </ol> <p>第4 分野別施策と個別目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん医療             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の変化する充実とチーム医療の推進</li> <li>(2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成</li> <li>(3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進</li> <li>(4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築</li> <li>(5) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組 ※</li> <li>(6) その他(希少がん・病理診断・リハビリテーション)</li> </ol> </li> <li>2 がんに関する相談支援と情報提供</li> <li>3 がん登録</li> <li>4 がんの予防</li> <li>5 がんの早期発見</li> <li>6 がん研究</li> <li>7 小児がん ※</li> <li>8 がんの教育・普及啓発 ※</li> <li>9 がん患者の就労を含めた社会的な問題※</li> </ol>	<p>第1 全体目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</u></li> <li>2 <u>患者本位のがん医療の実現</u></li> <li>3 <u>尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</u></li> </ol> <p>第2 分野別施策と個別目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がんの1次予防                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活習慣</li> <li>② 感染症対策</li> </ol> </li> <li>(2) がんの早期発見、がん検診(2次予防)                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受診率向上対策</li> <li>② がん検診の精度管理等</li> <li>③ 職域におけるがん検診</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 <u>患者本位のがん医療の実現</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がんゲノム医療</li> <li>(2) がん手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法等の充実</li> <li>(3) チーム医療の推進</li> <li>(4) がんのリハビリテーション</li> <li>(5) 支持療法法の推進</li> <li>(6) 希少がん、難治性がん対策</li> <li>(7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策</li> <li>(8) 病理診断</li> <li>(9) がん登録</li> <li>(10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組</li> </ol> </li> <li>3 <u>尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進</li> <li>(2) 相談支援、情報提供</li> <li>(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援</li> <li>(4) がん患者の就労を含めた社会的な問題</li> <li>(5) <u>ライフステージに応じたがん対策</u></li> </ol> </li> <li>4 これらを支える基盤の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がん研究</li> <li>(2) 人材育成</li> <li>(3) がん教育、がんに関する知識の普及啓発</li> </ol> </li> </ol>
<p>第4 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化</li> <li>2 都道府県による都道府県計画の策定</li> <li>3 関係者等の意見の把握</li> <li>4 がん患者を含めた国民等の努力</li> <li>5 必要な財源措置の実施及び予算の効率化・重点化</li> <li>6 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価</li> <li>7 基本計画の見直し</li> </ol>	<p>第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者等の連携協力の更なる強化</li> <li>2 都道府県による都道府県計画の策定</li> <li>3 関係者等の意見の把握</li> <li>4 がん患者を含めた国民等の努力</li> <li>5 必要な財源措置の実施と予算の効率化・重点化</li> <li>6 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定</li> <li>7 基本計画の見直し</li> </ol>	<p>第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者等の連携協力の更なる強化</li> <li>2 都道府県による計画の策定</li> <li>3 がん患者を含めた国民の努力</li> <li>4 患者団体等との協力</li> <li>5 必要な財源措置の実施と予算の効率化・重点化</li> <li>6 目標の達成状況の把握</li> <li>7 基本計画の見直し</li> </ol>

# 兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）の策定

## プラン（第2次）策定にあたっての考え方

- ・ 県民の健康づくりを取り巻く情勢を踏まえ、健康寿命の延伸に向けた取組をさらに推進するため、内容を追加、拡充
- ・ 課題を明確にし、より県民に分かりやすく「目標」「基本方針」「分野別方針」を設定
- ・ 現行プラン策定以降の新たな取組（受動喫煙防止条例に基づく対策等）を反映

## 第1章 基本的事項

### 1 策定の趣旨

健康づくりと疾病予防の取組を社会全体で推進するため、健康づくり推進条例に基づき策定

### 2 プランの位置づけ

区分	健康づくり推進条例上の位置づけ	内容
プラン	基本計画（条例第8条）	目標・方針
実施計画	実施計画（条例第9条） ※健康増進法第8条の県健康増進計画にも位置づけ	数値目標・具体的な施策 ※次期計画期間：平成30～34年度

（参考）

- H23 健康づくり推進条例の施行
- H24 健康づくり推進プランの策定
- H25 健康づくり推進実施計画の策定

### 3 関係者の責務

県民・健康づくり関係者・事業者・市町・県の責務を記載し、取組の方向性を示す。

### 4 プランの期間

平成29年度～平成33年度（5年間）

## 第2章 県民の健康づくりを取り巻く情勢

＜主なものを抜粋＞

### 1 死亡や要介護に至る原因

生活習慣病や高齢に伴う要因（認知症、身体機能低下）の割合が大きい。

＜死因割合＞ ※ H27 人口動態調査

区分	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
兵庫県	29.6%	14.8%	9.0%	8.3%	6.2%
全国	28.7%	15.2%	9.4%	8.7%	6.6%

＜要介護となった原因（全国値）＞ ※ H25 国民生活基礎調査

脳血管疾患	認知症	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節疾患
18.5%	15.8%	13.4%	11.8%	10.9%

### 2 特定健診・がん検診受診率

＜特定健診＞ ※ 厚労省公表

区分	特定健診	
兵庫県	H24	41.6%
	H25	42.3%
	H26	45.4%
全国	H26	48.6%
目標		70%

＜がん検診＞ ※ 国民生活基礎調査

区分	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
兵庫県	H19	26.5%	21.0%	22.4%	19.7%
	H22	28.6%	20.4%	23.4%	32.6%
	H25	34.9%	37.0%	34.8%	39.3%
全国	H25	39.6%	42.3%	37.9%	42.1%
目標		40%		50%	

着実に伸びているものの、全国値及び目標より低い。

### 3 食塩の摂取状況

※ 国民健康・栄養調査

男女ともに全国値より低いものの、目標に達していない。

区分	男性	女性	
兵庫県	H18～22平均値	11.5g	10.0g
	H24	11.0g	9.4g
全国	H24	11.3g	9.6g
目標		8g	

### 4 成人の喫煙率

※ 国民生活基礎調査

男女ともに全国値より低いものの、目標に達していない。

区分	男性	女性	
兵庫県	H19	38.0%	10.5%
	H22	31.3%	8.2%
	H25	31.2%	8.7%
全国	H25	33.7%	10.7%
目標	19.0%	4.0%	

## 第3章 目標

県民一人ひとりが生涯にわたって健康で  
生き生きとした生活ができる社会の実現

## 第4章 基本方針

- ・ ライフステージに対応した取組の強化
- ・ 健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進
- ・ 社会全体として健康づくりを支える体制の構築
- ・ 多様な地域特性に応じた支援の充実

## 第5章 分野別方針

※大項目は、条例上、基本計画に掲げるとされる分野

区 分	主 な 取 組 方 針
<b>1 生活習慣病予防等の健康づくり</b>	
(1) 主体的な健康づくりに向けた県民意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き盛り世代の健康づくり支援の充実（健康づくりチャレンジ企業制度等）</li> <li>特定健診及び特定保健指導、がん検診の受診促進 等</li> </ul>
(2) 食生活の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代の食育力の強化など「食育推進計画（第3次）」の推進</li> <li>「ひょうご“食の健康”運動」の展開（食の健康協力店の設置推進等） 等</li> </ul>
(3) 運動習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防（健康体操の普及促進等）</li> <li>健康づくり運動施設・機器の整備支援など環境づくり 等</li> </ul>
(4) たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや妊産婦等の喫煙・受動喫煙対策の推進</li> <li>「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく対策の推進 等</li> </ul>
(5) 次世代への健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子の健康づくりの充実（両親学級、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等）</li> <li>健康教育の推進（学校保健事業等） 等</li> </ul>
(6) 感染症その他の疾病予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防に関する普及啓発</li> <li>アレルギー疾患に関する知識の普及 等</li> </ul>
<b>2 歯及び口腔の健康づくり</b>	
(1) 総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、意識啓発（8020運動の推進） 等</li> </ul>
(2) 次世代への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町母子保健事業（乳幼児健診等）、妊婦歯科健診等の実施</li> <li>学校における歯科保健事業（健康教育、歯科健診） 等</li> </ul>
(3) 成人期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯周疾患に関する健康教育、健康相談など健康増進事業の実施</li> <li>成人歯周病検診など歯周病予防の取組 等</li> </ul>
(4) 高齢期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーラルフレイル（咀嚼・嚥下など口腔機能の低下）による全身虚弱の予防 等</li> </ul>
(5) 配慮を要する者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者、要介護高齢者等に対する歯科保健サービスの充実</li> <li>介護施設職員を対象とした要介護者への口腔ケアなどの指導・研修の実施 等</li> </ul>
<b>3 こころの健康づくり</b>	
(1) ライフステージに対応した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦のうつ予防、発達障害の早期発見・相談支援、青少年の相談支援</li> <li>働き盛り世代のメンタルヘルス対策、高齢者の孤立防止 等</li> </ul>
(2) 認知症の予防・早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症予防体操の普及、認知症チェックシートによる早期発見</li> <li>認知症医療体制の充実（認知症疾患医療センターの運営） 等</li> </ul>
(3) 精神障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進</li> <li>「精神障害者継続支援チーム」による支援体制の充実 等</li> </ul>
<b>4 健康危機事案への対応</b>	
(1) 災害時における健康確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時からの県・市町健康福祉部局と防災担当部局の情報共有、連携強化</li> <li>避難所におけるエコノミークラス症候群等の予防、要支援者への対応 等</li> </ul>
(2) 食中毒の発生予防・拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識の普及、事業者への指導、相談窓口の設置</li> <li>発生時の迅速な原因究明、情報発信、患者支援、拡大防止のための指導 等</li> </ul>
(3) 感染症の発生予防・拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況や新たな感染症発生情報等の収集・提供、相談窓口の設置</li> <li>予防対策の普及啓発、患者支援、拡大防止のための指導 等</li> </ul>